

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. (株) 生穂建設(以下、当施設)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金(原則として当施設公式ウェブサイトの表示料金による)

(4) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 希望日にすでに貸し切り予約が入っているとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)はキャンセル料を申し受けます。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(キャンセル料について)

| | |
|-----------|-----------|
| 不泊 | 宿泊代金の100% |
| 当日 | 宿泊代金の100% |
| 前日から7日前 | 宿泊代金の50% |
| 8日前から30日前 | 宿泊代金の30% |
| 31日前まで | 無料 |

(当施設の契約解除権)

第6条

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 施設内での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なもの。)に従わないとき。

(宿泊の登録)

第 7 条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の玄関帳場受付において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 8 条

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後 4 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第 9 条

1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第 10 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当ウェブサイトの宿泊料金表に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、PayPal による事前決済(クレジットカード決済)を利用しております。弊社よりお支払い金額の請求書をメールで送付いたしますので、当施設の指定期日までにお支払いいただきます。追加料金が発生した場合は現地でお支払いいただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第 11 条

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 12 条

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとし、ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分致します。また、飲食物や衛生品など使い捨て品につきましては、当日処分致します。

(駐車場の責任)

第 13 条

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第 14 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(客室清掃について)

第 15 条

1. 当施設は、ご滞在中の客室清掃並びにシーツ、タオルなどの衛生品の交換は行いません。ただし、2 連泊以上の滞在をされる場合で、希望する宿泊客へは有料にて客室清掃、並びに衛生品の交換をさせていただきます。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。

利用規則

(一般規則)

(株) 生穂建設(以下、当施設)は、通常の住居を活用しています。静かな住環境の維持にご協力をお願いします。

家具は所定の位置から移動させないでください。

タオルなど施設の備品を持ち帰りしないでください。

施設内は土足厳禁です。靴を脱いで上がってください。

ドアの開閉は静かにしてください。

外出時には窓の鍵をかけてください。

トイレトペーパーはごみ入れに捨てず、流してください。

トイレには、トイレトペーパー以外のものは流さないでください。

水、お湯を出しっぱなしにしないでください。

室内は、禁煙です。 所定の位置で喫煙をお願いします。

吸殻は外に投げ出さず灰皿に廃棄をお願いします。

布団やベッドの上では喫煙しないでください。

現金・貴重品は自己管理をお願いいたします。当施設の過失が認められない場合は一切の責任を負いません。

住宅周辺の道路に長時間たむろしないでください。

周辺の近隣住民の方や周囲へのご配慮をお願いします。

大声での会話を控えてください。特に夜間ご注意ください。

施設におけるイベントやパーティー、宴会は原則禁止とさせて頂いております。

バルコニー、庭等屋外でバーベキュー、宴会はご遠慮ください。

住宅内では大声で歌を歌うことのほか、大音量で音楽を流すことはご遠慮ください。

コンロ、調理器具、暖房器具の使用後は電源をきってください。

火気の取り扱いは十分にご注意ください。

居室内でガスヒーター、石油ストーブの使用は禁止とさせて頂いております。

(施設備品の破損、盗難について)

居室内の設備や備品を壊さないようご注意の上ご使用ください。

設備や備品の故障等を発見、または故障させてしまった場合はご連絡下さい。

別途補修料金を弁償していただくことがございます。

不可抗力以外の事由、またお客様の過度なご利用により、建造物・家具・備品・その他の物品を損傷・汚染又は紛失された場合には相当額を弁償していただきます。

施設の備品を持ち帰らない様ご注意をお願い申し上げます。

誤ってお持ち帰りされた際は速やかにご連絡ください。

故意に持ち帰りされた場合は盗難と判断し、損害賠償を請求させていただきます。

喫煙された場合は、寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる実費を申し受けません。

(騒音について)

施設周辺には一般住居も多数ございますので夜間の騒音はご近所の皆様のご迷惑となりますのでご注意をお願い申し上げます。

夜 9 時以降

施設内で大声を出したり、騒がないよう厳重にご注意をお願い申し上げます。

施設内では大声で歌を歌うことのほか、大音量で音楽を流すことはご遠慮ください。

(持ち込み禁止の物品について)

施設内に下記にあげる物品は原則禁止させていただきます。

- (1) 犬・猫・小鳥等の動物・ペット類全般（但し盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではございません）

- (2) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
- (3) 悪臭および強い匂いを発する物
- (4) 鉄砲・刀剣類、その他の危険物
- (5) 著しく多量のお荷物及び物品
- (6) その他法令で所持を禁じられているもの

(宿泊サービス停止について)

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊サービスを停止することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等、不可抗力に起因する事由により宿泊できなくなったとき。
- (5) 宿泊しようとする者が泥酔者等で著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（都道府県の規定にもとづく）。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (7) 暴力団、暴力団員またはその関係者その他反社会的勢力であるとき。
- (8) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (9) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。

当施設が前項の規定に基づいて宿泊サービスを解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(注意事項)

当施設の利用規約を守っていただけないお客様に対しては損害賠償をご請求する可能性があります。

当施設からの通達に応じていただけない、もしくは改善が見られない場合は旅館業に即し速やかにご退出して頂く場合がございます。

ご訪問客とのお部屋でのご面会をご遠慮ください。

宿泊登録者以外のご宿泊、一時利用は固くお断りいたします。

ご予約人数以上での利用を確認した場合は追加料金をお支払いいただきます。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。